

茨城県から他都道府県へ登録移転する場合の手続き例

介護支援専門員として茨城県に登録後、他の都道府県で就業又は就業しようとする場合は、登録を移転することができます。

- ① 申請書類を作成する前に、移転先となる都道府県(介護支援専門員の登録担当課等)に登録移転が可能か確認します。

<注意>

都道府県により登録移転の受入要件が異なるため必ず確認してください。

- 例) ・ 介護支援専門員証の有効期間が切れている場合は受入不可
・ 現在、介護支援専門員として従事していない場合は受入不可 等



- ② 移転先都道府県の登録移転に係る申請書類を作成し、現在の介護支援専門員証と併せて※1、茨城県に提出します。

なお、氏名又は住所が現在の登録と異なる場合は、茨城県の「介護支援専門員登録事項変更届出書(様式第3号)」※2を併せて提出します。

※1 提出前に写しを取り、手元に控えてください。

※2 氏名の変更がある場合、戸籍抄本(個人証明)の添付が必要となります。



- ③ (茨城県で登録移転の転出処理を行い、その後、移転先都道府県が登録移転の受入処理を行います。)

全ての処理が完了後、移転先都道府県から登録移転の完了に係る通知(必要に応じて新しい介護支援専門員証)が申請者宛て送付され、手続き完了となります。

【留意事項】

- ・登録移転の手続きは、申請書類の提出から完了まで2ヶ月程度かかる場合があります。
- ・介護支援専門員証の有効期間内であれば、登録移転の申請を行っていても、通常通り介護支援専門員として従事することができます。